

民事法律扶助におけるひとり親支援の拡充について

<u>令和6年4月1日から</u>、法テラスの民事法律扶助制度における「ひとり親世帯」への 支援を以下のとおり拡充いたします。

養育費を子のために確保するための方策

- ① 未払養育費等の支払を受けた場合における弁護士費用等の償還
- 【現 行】原則、支払を受けた養育費等から一括即時償還
- 【改正後】支払を受けた養育費等が一定額以下の場合は、<u>一括即時償還不要</u> (割賦償還可)
- ② 将来における月々の養育費に関する成功報酬の支払
- 【現 行】原則、法テラスによる立替えはなく、養育費の支払を受ける都度、 その10%相当額を利用者から受任者へ直接支払
- 【改正後】一定額までは法テラスによる立替えとし、他の立替金と同様、 法テラスへ割賦償還(受任者への直接支払不要)

ひとり親世帯に対する償還免除の拡大

○ 償還**免除**における**資力回復困難**要件該当者

償還免除:①**生活保護**受給者

②①に準ずる程度に生計困難であり、かつ、資力回復困難な者

【現 行】 高齢者、中度以上の障害者・その扶養者、疾病による長期療養者等

【改正後】 <u>義務教育対象年齢までの子</u>を扶養している<u>ひとり親</u>を追加

■事例 離婚調停が成立した場合

※あくまで一例です。以下の比較表は本事例での比較になります。

現行の民事法律扶助制度

【ひとり親対象】 支援拡充後の民事法律扶助制度

【調停成立の内容】

- *離婚成立
- ・相手方から養育費月額5万円の支払い

援助開始時	着手金8万8000円〜13万2000円、 実費2万円を法テラスが立替え (毎月5000円〜1万円の分割返済)	同左
報酬金額	13万2000円	同左
報酬金の 支払方法	養育費の入金の都度、被援助者から 弁護士へ直接払い	13万2000円(立替上限額)を法テラスが 立替え

未払い養育費等を一括で得た場合

	なし
養育費から あり あり あり あり おり おり おり おり	※上限額を超える養育費の支払いを受けた 場合は、一括返済の対象になります。

立替金の免除申請をする場合

返済免除

(生活保護 受給者以外 の利用者) 生活保護を受給していない方は以下の すべての要件を満たす必要あり

- ·収入要件
- •資産要件
- 資力回復困難要件

※養育費請求事件を含む法テラスで援助を 行ったすべての事件の立替金が対象

左記のうち

- ・収入要件を一部緩和
- ・資力回復困難要件は不要
- ※義務教育対象年齢までの子を扶養している ひとり親が対象
- ※養育費の請求に関連した事件(離婚事件等) の立替金のみが対象
- ※返済免除の対象となる立替金とは、援助開始時等に法テラスが立替えた着手金・実費等の残金と、 援助終結時に立替えた報酬金を指します。